

宝塚市  
中山台コミュニティ地区防災計画

令和 3 年(2021 年)11 月  
中山台コミュニティ

## 目 次

1	地区防災計画の作成主旨・目的など基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	策定主体の種別、規模、構成員	・ ・ ・ ・ ・ 1
	（1）種別	
	（2）規模	
	（3）構成員	
3	地区の特性、地区防災計画が対象とする災害	・ ・ ・ ・ ・ 1
	（1）地区の特性 <人口的特性>	
	（2）地区の特性 <地形的特色>	・ ・ ・ ・ ・ 2
	（3）地区防災計画が対象とする災害	
4	「平常時」の取組み	・ ・ ・ ・ ・ 3
	（1）防災意識の啓発	
	（2）防災訓練の実施	
	（3）防災資器材の整備・点検	
	（4）情報伝達網の構築	・ ・ ・ ・ ・ 4
5	「災害時（非常時）」の取組み	・ ・ ・ ・ ・ 5
	（1）災害対策総本部の立ち上げ	
	（2）災害対策総本部の役割	
	（3）各自治会エリア防災組織の活動	

## ＜中山台コミュニティ地区防災計画＞

### 1 地区防災計画の作成主旨・目的など基本方針

大規模災害が発生して、ライフラインが停止した状況下でも、地域が一体となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標に、計画を策定する。

### 2 策定主体の種別、規模、構成員

#### (1) 種別

中山台コミュニティ

#### (2) 規模

宝塚市立中山五月台中学校区（中山台コミュニティエリア）の全住民

#### (3) 構成員

中山台コミュニティは自治会を中心に中山台コミュニティ運営委員会活動部会や様々な住民団体に構成する。

### 3 地区の特性、地区防災計画が対象とする災害

#### (1) 地区の特性 <人口的特性>

ア 人口 約13,000人、約6,000世帯、65歳以上の高齢化率 約37.5%（「地区カルテ」2018年3月末現在）

イ 少子高齢化が進んでおり、災害時も住民同士での助け合う事が、より求められる。

ウ 高齢化などにより、自治会への加入は徐々に減少しているが、コミュニティエリア内の自治会の組織率は約65%である。福祉活動や文化活動など住民の活動が活発な地域である。

エ 山間部を開発した住宅地であり、地域内の高低差が大きい。生活するための移動手段としてはバスや自家用車に依存する場合が多い。今後も、高齢者の移動手段の確保が課題の一つである。災害発生など緊急事態に備え、普段から近隣の助け合いが不可欠である。

## (2) 地区の特性 <地形的特色>

山を削った切土と、その土を埋めた盛土のまちで、3つのロックフィルダム（岩石や土砂を積み上げて建設する型式のダム）構造の斜面が住宅地の土止めの役割を果たしている。また、土砂災害警戒区域が広範囲にあり、土砂災害特別警戒区域も数カ所設定されている。外部に繋がる道路は平地からの2本、山の上を抜ける1本の合計3本ある。

## (3) 地区防災計画が対象とする災害 地震、土砂災害を対象とする。

## 4 「平常時」の取組み

### (1) 防災意識の啓発

- ア 自治会エリアの活動を通じて防災意識向上のための取組みを継続的に行う。
- イ 回覧や講習会を利用して、家庭内備蓄・住宅耐震補強・災害保険加入などを促す。
- ウ 自治会ごとに発災直後の安否確認など、自主防災会の活動を強化する。その内容は、単位自治会の意向を尊重することとし、強制することはない。単位自治会が情報を求める時には、情報提供を行う。
- エ 会報等を発行し、防災の基礎知識を広め、防災・減災の意識向上を目指す。

### (2) 防災訓練の実施

#### ア 自治会エリアごとの防災訓練

自治会エリアは、それぞれの規定にあわせて随時防災訓練を実施し、安否確認や一次避難の申し合わせ事項を定め、住民に周知する。

自治会エリアの訓練等に、必要な資機材貸与などの要請があれば可能なかぎり支援する。

#### イ 中山台コミュニティの役割

各地区の防災組織の把握、情報共有、連携を応じて仲介する。

### (3) 防災資器材の整備・点検

- ア 委員会は、中山ちどりと防災資機材保管場所確保のための協定を締結している。

イ 防災資機材は中山ちどりのストックヤードで委員会が管理する。

ウ 防災資機材を訓練時に使用した際は、残量を確認し避難所ごとに分別する。いつ発災しても、すぐに使用できる状態で保管する。

#### (4) 情報伝達網の構築

- ・ すみれ防災スピーカーの活用
- ・ 各エリア間の情報提供手段としてメールや LINE などに限らず、あらゆる方法を使用する。

## 5 「災害時（非常時）」の取組み

### (1) 災害対策総本部の立ち上げ

- ・宝塚市に震度6弱以上の地震、土砂災害が発生した場合及び中山台コミュニティエリア内で通行困難な大規模土砂災害が発生した場合、可及的速やかに「中山台コミュニティ災害対策総本部（以下、総本部という）」を立ち上げる。
- ・総本部は中山台コミュニティセンターに置く。但し、中山台コミュニティセンターが使用不能の場合は、中山五月台中学校に置く。総本部の立ち上げを宝塚市に通知する。
- ・総本部は中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。
- ・要援護者担当要員は民生・児童委員などを中心に地域と連携して担う。

### (2) 災害対策本部の役割

- ・各自治会エリアで自治会や自治会を中心に設ける自主防災組織などと連携する。
- ・中山台コミュニティエリア外の団体や宝塚市との連絡の窓口になる。

### (3) 各自治会エリア防災組織の活動

各自治会エリアでは、自治会や自治会を中心にマンション管理組合、自主防災会などで設けた自主防災組織が活動を開始し、災害情報、安否情報、支援情報等の確認や避難者同士の安全確認、情報交換などを把握し災害対策本部に集約する。

**宝塚市中山台コミュニティ地区防災計画**

平成27年(2015年) 11月作成  
令和 2年(2020年) 11月改定  
令和 3年(2021年) 11月改定